

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

所沢青梅線	路線名
所沢市三ヶ島五丁目一二六五番三地 先から同市三ヶ島五丁目一二七〇番 四地先まで	供用開始の区間
令和三年九月十四日	供用開始の期日
令和元年十一月一五日付け 川越県土整備事務所長告示第 八号で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長二〇・四二メートル	備考